

# とっとり健康省エネ住宅認定制度の概要

## 1 認定要件

- ・鳥取県内において新築される一戸建て住宅
- ・県の事業者登録制度に登録された事業者による設計、施工であること。

## 2 設計適合審査（設計完了時）

### (1) 申請時期

断熱工事（基礎を除く）に着手する14日前

### (2) 申請書類

以下の書類を正・副の2部提出してください。

とっとり健康省エネ住宅設計適合審査申請書（様式第1号）

とっとり健康省エネ住宅設計内容等説明書（様式第2号）

設計適合審査提出書類チェックリスト（様式第3号）

### (3) 添付図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）、気密性能向上対策
各階平面図	縮尺及び方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類及び寸法、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）及び寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種別、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法、断熱材を使用している位置、断熱材の種別及び寸法、基礎外周長及び土間床面積等の計算式
各種計算書	外皮性能計算書、計算書の入力値の根拠がわかるもの（外皮面積、土間床面積等）、主要な断熱部位の内部結露判定に関する計算書
その他図書	その他、住まいまちづくり課長が必要と認めた図書

## 3 設計変更申請

### (1) 申請時期

変更箇所に着手する14日前

### (2) 申請書類

とっとり健康省エネ住宅変更設計適合審査申請書（様式第6号）

とっとり健康省エネ住宅設計内容等説明書（様式第2号）

設計適合審査提出書類チェックリスト（様式第3号）

### (3) 添付図書

設計時から変更した図書

### (4) 軽微な変更

以下に該当する変更であれば手続きは不要。

各断熱部位の熱貫流率が、変更前の値を上回らない（性能が下回らない）

外皮平均熱貫流率が、変更前の値を上回らない（性能が下回らない）

## 4 認定申請（工事完了時）

### (1) 申請時期

工事完成後（検査済証が必要な場合には検査済証受領後）

### (2) 申請書類

以下の書類を正・副の2部提出してください。

とっとり健康省エネ住宅認定申請書（様式第9号）

気密性能試験結果報告書（様式第10号）

気密性能試験状況写真

主要な断熱部位の施工状況写真

住まいまちづくり課が必要と認めた書類

## 5 書類の提出先等

県庁住まいまちづくり課（郵送可）